

【参 考 資 料】

- 1 交通安全対策基本法（抜粋）
- 2 交通安全対策基本法施行令（抜粋）
- 3 愛媛県交通安全対策会議条例
- 4 愛媛県交通安全対策会議委員一覧

1 交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

2 交通安全対策基本法施行令(抜粋)

(昭和45年6月8日政令第175号)

最終改正：平成17年6月1日政令第203号

(都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準)

第五条 交通安全対策基本法（以下「法」という。）第十七条第五項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理するものとする。
- 二 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- 三 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- 四 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 五 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- 六 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- 七 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- 八 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- 九 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議に諮って定めるものとする。

3 愛媛県交通安全対策会議条例

昭和45年10月16日条例第30号

最終改正 平成17年10月14日条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、愛媛県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 10人以内

(2) 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 5人以内

2 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(特別委員)

第4条 特別委員は、四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 特別委員は、非常勤とする。

一部改正〔昭和62年条例7号〕

(幹事)

第5条 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、県民環境部において処理する。

一部改正〔昭和48年条例18号・56年3号・62年2号・平成3年1号・7年17号・10年1号・12年6号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月23日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第7号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。

4 愛媛県交通安全対策会議委員一覧

法定区分		所属機関	委員職名	
第3項	1号	中国四国管区警察局	四国警察支局長	
		四国運輸局	局長	
		松山地方气象台	台長	
		四国総合通信局	局長	
		愛媛労働局	局長	
		四国地方整備局	局長	
	2号	愛媛県 教育委員会	教育長	
	3号	愛媛県 警察	本部長	
	4号	愛媛県 職員		副知事
				企画振興部長
				県民環境部長
				防災安全統括部長
				保健福祉部長
				経済労働部長
				農林水産部長
	6号	市 町 長		愛媛県 市長会長
				愛媛県 町村会長
消防機関の長			愛媛県 消防長会長	
法定区分		所属機関	特別委員職名	
第4項		四国旅客鉄道株式会社	常務取締役 鉄道事業本部長	
		伊予鉄道株式会社	代表取締役専務	

※ 所属機関、職名は令和3年4月現在